

鳥取県東部広域行政管理組合
公共施設等総合管理計画

令和2年2月

鳥取県東部広域行政管理組合

目 次

1. はじめに	1
2. 本組合の概要	3
3. 財政状況	5
4. 東部圏域の人口推移	8
5. 公共施設の状況	9
6. 施設更新費用	14
7. 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	16
8. 各施設との現況及び維持管理方針等	18
9. フォローアップの実施方針	20

1. はじめに

1. 1. 計画策定の背景と目的

鳥取県東部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）は、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町の1市4町（以下「組織市町」という。）で組織され、地方自治法第284条第2項の規定により一部事務組合として、本組合同約第3条に規定する事務を共同処理しています。

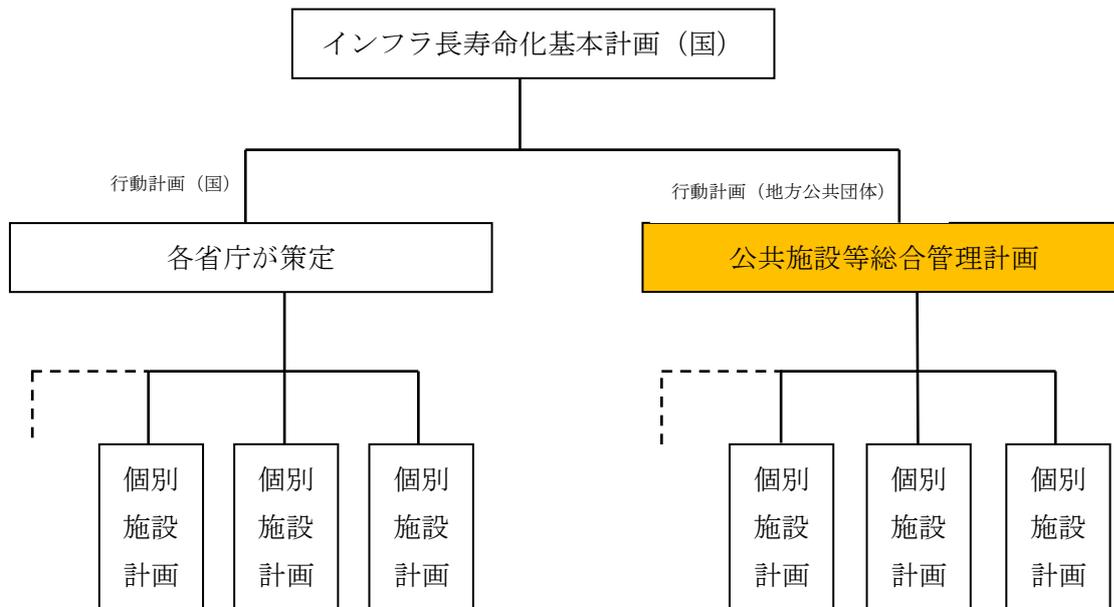
本組合では、現在、可燃物処理施設の建設工事（令和4年8月に竣工予定）や八頭消防署の更新を行うなど、共同処理事務に係る公共施設の整備を進めています。また、既存の衛生関連施設や消防施設について、老朽化が進んでいる施設が見られ、その対応を検討する時期を迎えています。本組合の歳入の多くは、組織市町の負担金であることなどから、公共施設等の適切な改修や更新等の維持管理について、財政負担の軽減や平準化に努め、計画的に実施する必要があります。

国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月に地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行い、これを受けて各地方公共団体では「公共施設等総合管理計画」の策定を行っています。

このような背景から、本組合では、所管する公共施設等の適切な改修や更新等の維持管理を計画的に進め、組織市町の財政負担の軽減や平準化を行うとともに、安全・安心で持続可能な公共施設等の維持管理を行うことを目的に「鳥取県東部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

1. 2. 計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画にあたるもので、平成26年4月22日（平成30年2月27日改訂）に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、本組合が保有する公共施設等の維持管理等のあり方について、基本方針を示します。



1. 3. 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢や組織市町の状況、個別施設計画の策定等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

2. 本組合の概要

2. 1. 概要

- (1) 組合の種類：一部事務組合
- (2) 組織市町：鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
- (3) 面積：1, 518 km²
- (4) 人口：225, 517人（令和元年12月1日現在）
- (5) 共同処理事務
 - ① 鳥取県東部地方拠点都市地域基本計画の策定及び同計画に基づく事業実施の連絡調整に関する事務
 - ② 地域振興事業の実施に関する事務
 - ③ し尿処理場を設置し、その管理運営及び中継所から処理場までのし尿運搬に関する事務
 - ④ 常備消防に関する事務
 - ⑤ 不燃物処理場を設置し、その管理運営に関する事務
 - ⑥ 可燃物処理施設の建設に関する事務
 - ⑦ 火葬場を設置し、その管理運営に関する事務
 - ⑧ 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関する事務
 - ⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関する事務
 - ⑩ 休日急患歯科診療業務の運営に関する事務
 - ⑪ 不燃物処理場閉鎖後の跡地利用に関する事務
 - ⑫ 鳥取市を代表とする5市町で設置した農業集落排水の汚泥脱水施設及び汚泥堆肥化施設の管理並びに当該脱水施設への汚泥運搬に関する事務
 - ⑬ 火薬類取締法、火薬類取締法施行令、火薬類取締法施行規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により組織市町が処理することとされた事務

2. 2. 沿革

本組合の発足の歴史は、昭和40年3月に端を発しており、最初に伝染病舎の管理運営に関する事務を共同処理するための一部事務組合として鳥取市外五か町村伝染病隔離病舎組合が設立され、次いで昭和45年6月には、し尿処理事務を行う鳥取市外九か町村衛生施設組合が設立されました。

昭和45年7月には広域化、多様化する地域の課題に対処するため、県東部の15市町村を一つの広域市町村圏として国の制度による圏域設定を受け、昭和46年12月には不燃物処理のための鳥取県東部広域行政管理組合が、また、昭和47年10月には火葬業務を行う

3. 財政状況

(1) 歳入（一般会計）の推移

歳入決算額の推移は、表1及び図1のとおりで、歳入の大部分は組織市町からの分担金及び負担金によるものです。過去10年間の累計額に占める割合は、分担金及び負担金が約85%で大部分を占めています。

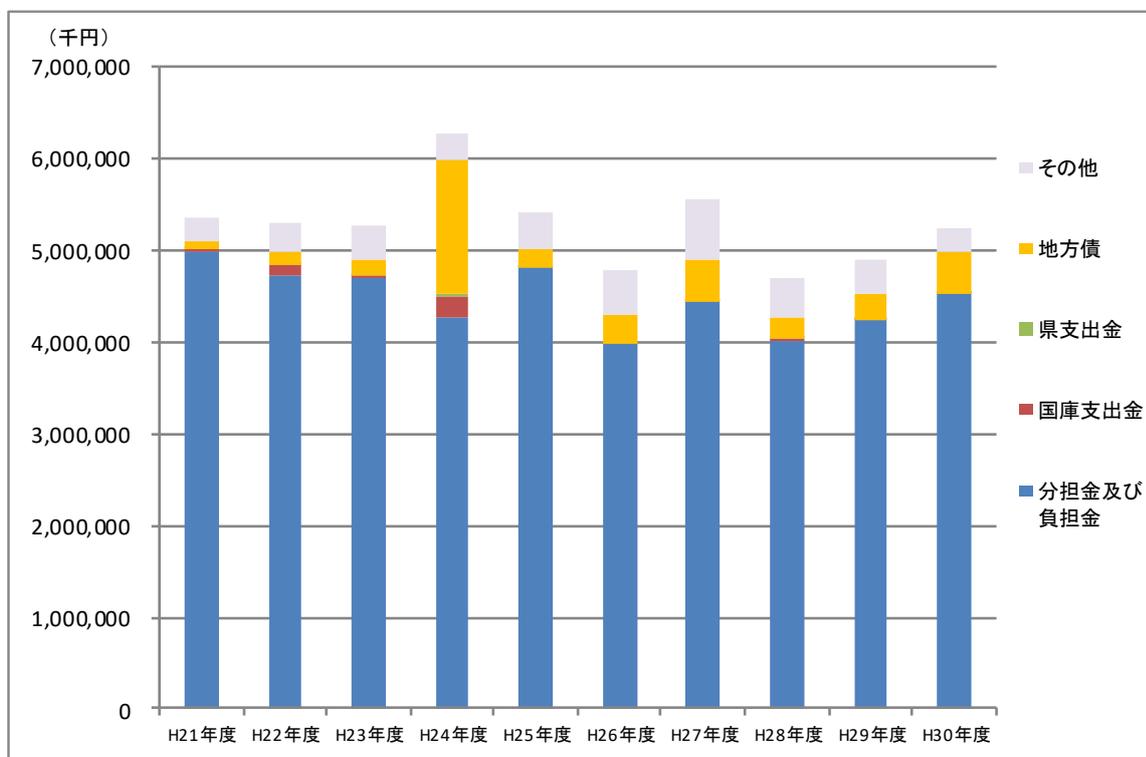
歳入の大部分を占める分担金及び負担金は、本組合が共同処理を行っている事務別に、本組合条例の規定に基づき、組織市町が人口等の割合に応じて負担しています。

このため、本組合の事業実施は、組織市町の財政状況に大きな影響を及ぼすため、そのことを念頭に施設の維持管理・長寿命化・更新等を検討する必要があります。

<表1：歳入決算額の推移>

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計	
分担金及び負担金	4,987,180	4,724,363	4,699,787	4,274,482	4,801,407	3,976,275	4,445,587	4,018,038	4,242,410	4,514,095	44,683,624	84.60%
国庫支出金	19,769	121,273	33,376	236,922	874	803	668	17,861	4,453	4,913	440,912	0.84%
県支出金	6,536	9,344	9,321	9,265	7,951	5,572	6,282	6,481	6,591	5,824	73,167	0.14%
地方債	93,200	124,300	165,300	1,460,700	201,100	311,000	448,600	237,400	288,300	459,100	3,789,000	7.17%
その他	265,791	314,963	355,308	305,949	408,829	500,437	668,871	413,033	344,690	251,542	3,829,413	7.25%
合計	5,372,476	5,294,243	5,263,092	6,287,318	5,420,161	4,794,087	5,570,008	4,692,813	4,886,444	5,235,474	52,816,116	100.00%

<図1：歳入決算額の推移>



(2) 歳出（一般会計）の推移

①目的別の推移

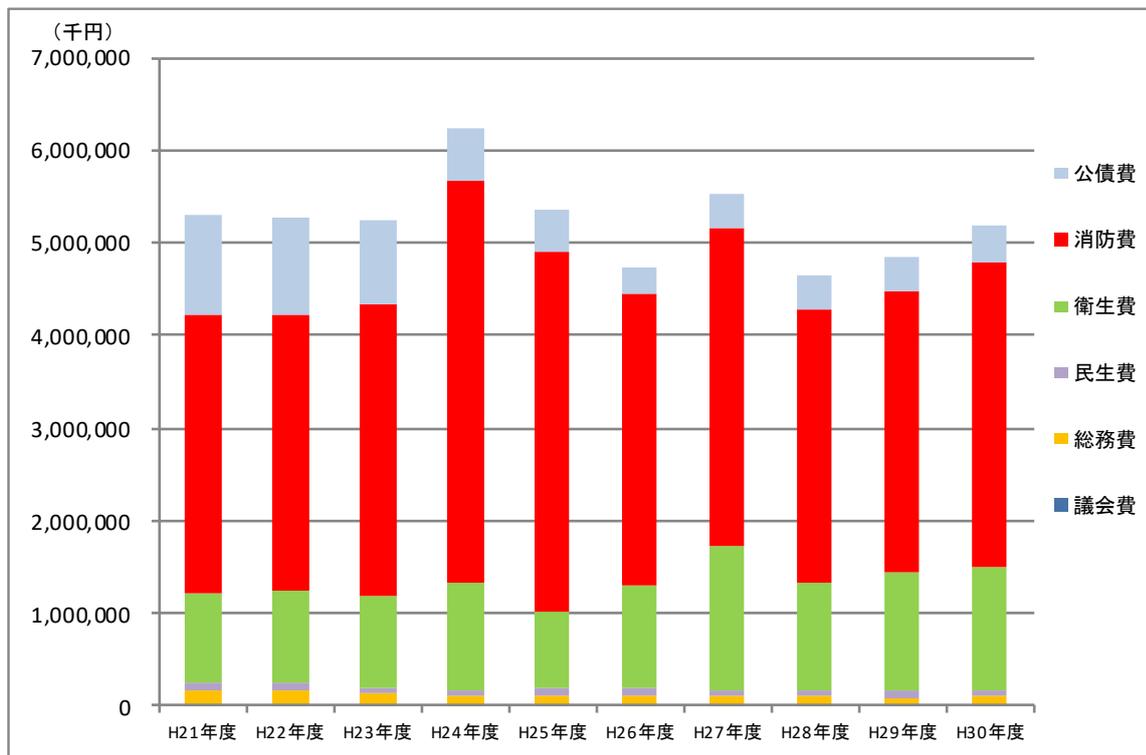
目的別歳出決算額の推移は、表2及び図2のとおりで、消防費と衛生費が多くを占めています。過去10年間の累計額に占める割合は、消防費が約64%・衛生費が約22%・公債費が約11%で、これらが大部分を占めています。

<表2：目的別歳出決算額の推移>

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計	
議会費	2,988	2,315	2,640	2,300	2,394	1,365	2,280	1,694	2,208	1,266	21,450	0.04%
総務費	172,779	164,889	136,003	112,089	115,977	116,020	112,108	108,766	93,007	103,241	1,234,879	2.36%
民生費	66,638	72,630	61,243	64,188	64,935	65,233	57,463	57,306	61,602	61,901	633,139	1.21%
衛生費	977,151	992,321	976,889	1,162,938	832,783	1,106,722	1,546,086	1,166,720	1,278,873	1,345,662	11,386,145	21.76%
消防費	2,998,988	3,000,172	3,146,502	4,322,487	3,887,246	3,159,139	3,447,811	2,956,824	3,044,770	3,274,833	33,238,772	63.52%
公債費	1,089,345	1,040,293	910,429	571,549	449,473	274,333	349,976	369,491	373,447	387,031	5,815,367	11.11%
合計	5,307,889	5,272,620	5,233,706	6,235,551	5,352,808	4,722,812	5,515,724	4,660,801	4,853,907	5,173,934	52,329,752	100.00%

(単位:千円)

<図2：目的別歳出決算額の推移>



②性質別の推移

性質別歳出決算額の推移は、表3及び図3のとおりです。

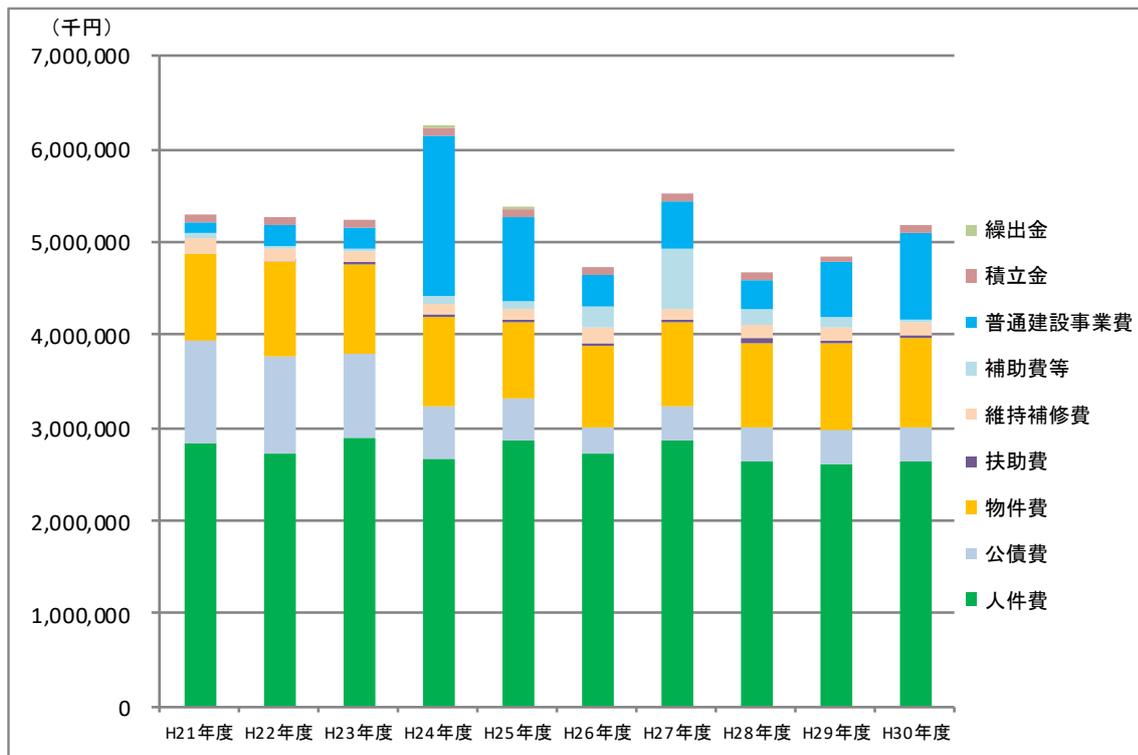
過去10年間の累計額に占める割合は、人件費が約53%・物件費が約18%・公債費が約11%・普通建設事業費が約11%で、これらが大部分を占めています。

また、今後は、可燃物処理施設の建設費用・消防施設の更新費用により、普通建設事業費と公債費の増大が見込まれます。

<表3：性質別歳出決算額の推移>

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計	
人件費	2,847,535	2,733,786	2,898,070	2,666,916	2,866,163	2,733,730	2,869,684	2,625,901	2,616,864	2,627,089	27,485,738	52.53%
公債費	1,089,345	1,040,293	910,429	571,549	449,473	274,333	349,976	369,491	373,447	387,031	5,815,367	11.11%
物件費	928,481	1,000,152	950,393	969,031	834,197	867,801	908,100	929,332	911,297	952,170	9,250,954	17.68%
扶助費	0	25,476	26,983	24,395	25,750	27,355	29,020	29,195	31,345	32,730	252,249	0.48%
維持補修費	164,187	118,837	110,398	112,902	110,941	166,297	118,493	159,132	159,768	147,423	1,368,378	2.61%
補助費等	62,168	52,951	32,516	81,049	76,429	240,491	659,752	175,871	87,429	26,794	1,495,450	2.86%
普通建設事業費	128,286	213,867	222,648	1,727,037	908,278	335,930	503,360	295,066	597,852	925,027	5,857,351	11.19%
積立金	87,887	87,258	82,269	79,803	79,794	76,875	77,339	76,813	75,905	75,670	799,613	1.53%
繰出金	0	0	0	2,869	1,783	0	0	0	0	0	4,652	0.01%
合計	5,307,889	5,272,620	5,233,706	6,235,551	5,352,808	4,722,812	5,515,724	4,660,801	4,853,907	5,173,934	52,329,752	100.00%

<図3：性質別歳出決算額の推移>



4. 東部圏域の人口推移

東部圏域の人口推移と今後の推計は、表4及び図4のとおりです。

平成12年の人口は249,067人でしたが、減少を続けており平成27年には230,690人となっています。全国的に人口が減少し、少子高齢化が進んでいますが、東部圏域においても同様の状況にあるといえます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30年推計）によると、今後も東部圏域の人口減少傾向は続き、年少人口（15歳未満の人口）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）は減少する一方で、高齢者人口（65歳以上の人口）は増加し、少子高齢化の傾向も続くと予測されています。

<表4：人口推移の実績と推計>

	←実績				推計→				(単位：人)
	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	
年少人口	39,168	34,746	31,921	30,032	28,104	26,094	24,191	22,443	21,087
生産年齢人口	158,097	156,444	147,967	136,014	126,624	117,953	110,806	104,490	95,904
高齢者人口	51,802	55,952	58,535	64,644	70,202	72,094	72,094	70,840	70,823
合計人口	249,067	247,142	238,423	230,690	224,930	216,141	207,091	197,773	187,814

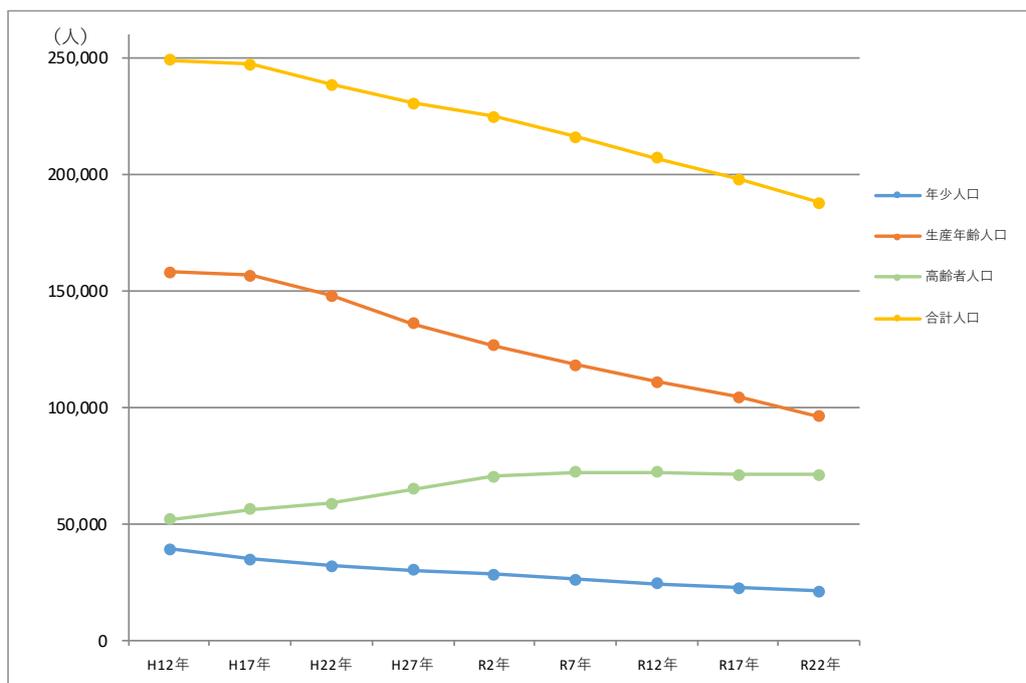
※ 実績は国勢調査人口、推計は国立社会保障人口問題研究所による人口です。

※ 年少人口は15歳未満の人口です。

※ 生産年齢人口は15歳以上64歳未満の人口です。

※ 高齢者人口は65歳以上の人口です。

<図4：人口推移の実績と推計>



5. 公共施設の状況

5. 1. 所管する施設

本組合が所管する公共施設は、事務局庁舎、消防施設、火葬場、廃棄物処理施設、最終処分場跡地利用施設（グラウンドゴルフ場）であり、これらを本計画の対象施設とします。

5. 2. 設置状況

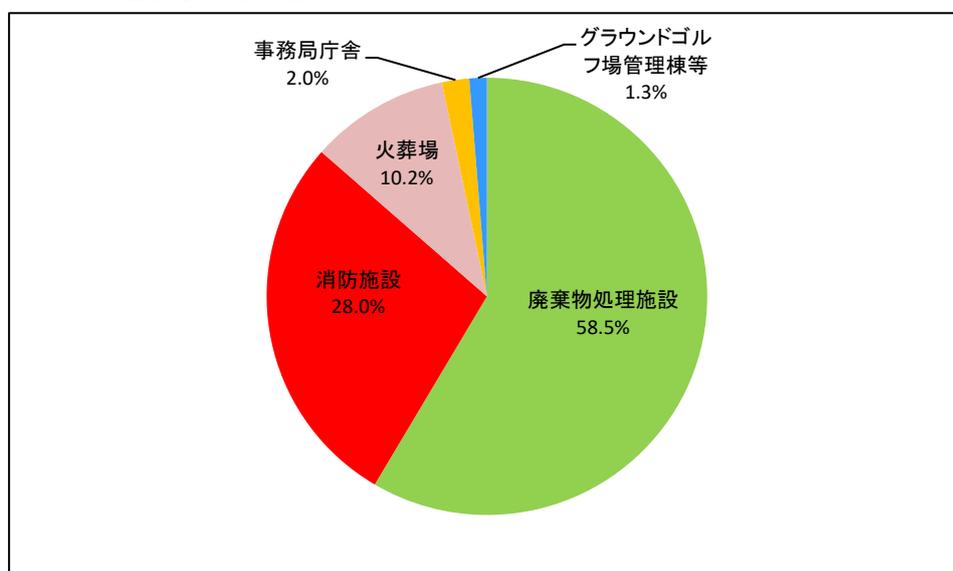
各施設の設置状況は表5のとおりで、各施設の延床面積の合計は31,927.41㎡です。その内訳は廃棄物処理施設が18,667.83㎡、消防施設が8,927.30㎡、火葬場が3,266.14㎡、事務局庁舎が658.21㎡、最終処分場跡地利用施設（グラウンドゴルフ場管理棟等）が407.93㎡です。

また、延床面積割合は図5のとおりで、廃棄物処理施設が約58.5%、消防施設が約28.0%、火葬場が約10.2%であり、これらの施設で約96.7%を占めています。

廃棄物処理施設は衛生環境の維持に欠かすことができない施設であり、消防施設は地域の安心・安全を確保し、命を守ることを任務とする施設であり、火葬場は人生終焉の場として利用される施設です。

これらのことから、本組合が所管する施設は東部圏域住民の生活に欠かすことができない施設が大部分を占めているといえます。

<図5：施設分類別の延床面積割合>



<表5：施設一覧（令和2年2月現在）>

施設分類	施設名称	建物用途	所在地	構造	延床面積		竣工年度	竣工後 経過年数
					(㎡)	(%)		
庁舎	事務局庁舎	本庁舎	鳥取市鍛冶町18番地2	RC	467.50	1.4%	昭和52年度	42
		分庁舎		RC	190.71	0.6%	平成11年度	20
	小計					658.21	2.0%	-
消防施設	消防局及び鳥取消防署	事務所及び消防署	鳥取市吉成640番1	RC	2,572.91	8.1%	昭和63年度	31
		“(増築)”		RC	1,299.96	4.1%	平成12年度	19
	鳥取消防署東町出張所	消防署	鳥取市東町2丁目308番地	RC	861.07	2.7%	平成27年度	4
	鳥取消防署吉方出張所	消防署	鳥取市吉方128番地	S	167.58	0.5%	昭和53年度	41
	鳥取消防署国府分遣所	消防署	鳥取市国府町糸谷23-1番地	S	270.48	0.8%	昭和54年度	40
	湖山消防署	消防署	鳥取市湖山町北4丁目103番地	RC	592.90	1.9%	昭和52年度	42
	岩美消防署	消防署	岩美郡岩美町河崎272-1番地	RC	952.89	3.0%	平成30年度	1
	八頭消防署	消防署	鳥取市河原町山手48番地	S	502.73	1.6%	昭和53年度	41
	八頭消防署若桜出張所	消防署	八頭郡若桜町若桜1284-9番地	S	271.54	0.9%	昭和54年度	40
	八頭消防署智頭出張所	消防署	八頭郡智頭町智頭2079	S	278.25	0.9%	昭和54年度	40
	八頭消防署用瀬出張所	消防署	鳥取市別府96-18	S	270.48	0.8%	昭和54年度	40
	気高消防署	消防署	鳥取市気高町勝見436	S	502.73	1.6%	昭和53年度	41
	気高消防署青谷出張所	消防署	鳥取市青谷町青谷4137-11	S	265.50	0.8%	平成元年度	30
	毛無山無線中継基地局	通信基地局	鳥取市矢矯字毛無640	S	53.03	0.2%	平成24年度	7
	用瀬無線中継基地局	通信基地局	鳥取市用瀬町見美成682番1	金属パネル	19.33	0.1%	平成24年度	7
	青谷前進基地局	通信基地局	鳥取市青谷町青谷5272番16	金属パネル	11.48	0.0%	平成24年度	7
	岩美前進基地局	通信基地局	岩美町相谷193	金属パネル	11.48	0.0%	平成24年度	7
	若桜前進基地局	通信基地局	若桜町若桜1588-8	金属パネル	11.48	0.0%	平成24年度	7
	智頭前進基地局	通信基地局	智頭町智頭谷会下山2301の1	金属パネル	11.48	0.0%	平成24年度	7
	小計					8,927.30	28.0%	-
火葬場	因幡霊場	火葬場	鳥取市八坂392-7	RC	3,266.14	10.2%	平成9年度	22
廃棄物 処理施設	鳥取県東部環境クリーンセンター	不燃物中間処理施設	鳥取市伏野2220	S	11,348.84	35.5%	平成8年度	23
		ペットボトルリサイクルセンター		S	468.72	1.5%	平成13年度	18
		最終処分場浸出水処理施設		S	515.00	1.6%	平成8年度	23
	旧末恒不燃物処分場	最終処分場進出水処理施設	鳥取市伏野1611	RC	172.60	0.5%	昭和58年度	36
	コンポストセンターいなば	汚泥堆肥化施設	鳥取市伏野地内1612	RC	2,394.95	7.5%	平成11年度	20
	因幡浄苑	し尿処理施設	鳥取市秋里1037-1	RC	3,767.72	11.8%	平成11年度	20
小計					18,667.83	58.5%	-	
最終処分場 跡地利用施設	白兔グラウンドゴルフ場	管理棟	鳥取市伏野1611	S	239.00	0.7%	平成11年度	20
		休憩棟		W	168.93	0.5%	平成23年度	8
	小計					407.93	1.3%	-
合計					31,927.41	100.0%	-	

※ 構造について：RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造

※ 事務局庁舎(本庁舎)の竣工年度は昭和52年度であるが、供用開始年度は平成7年度である。

※ 白兔グラウンドゴルフ場は、埋立が終了した最終処分場の跡地利用施設であるが、現在も最終処分場の位置付けである。

※ コンポストセンターいなばは、平成25年度から稼働を休止している。

5. 3. 老朽化等の状況

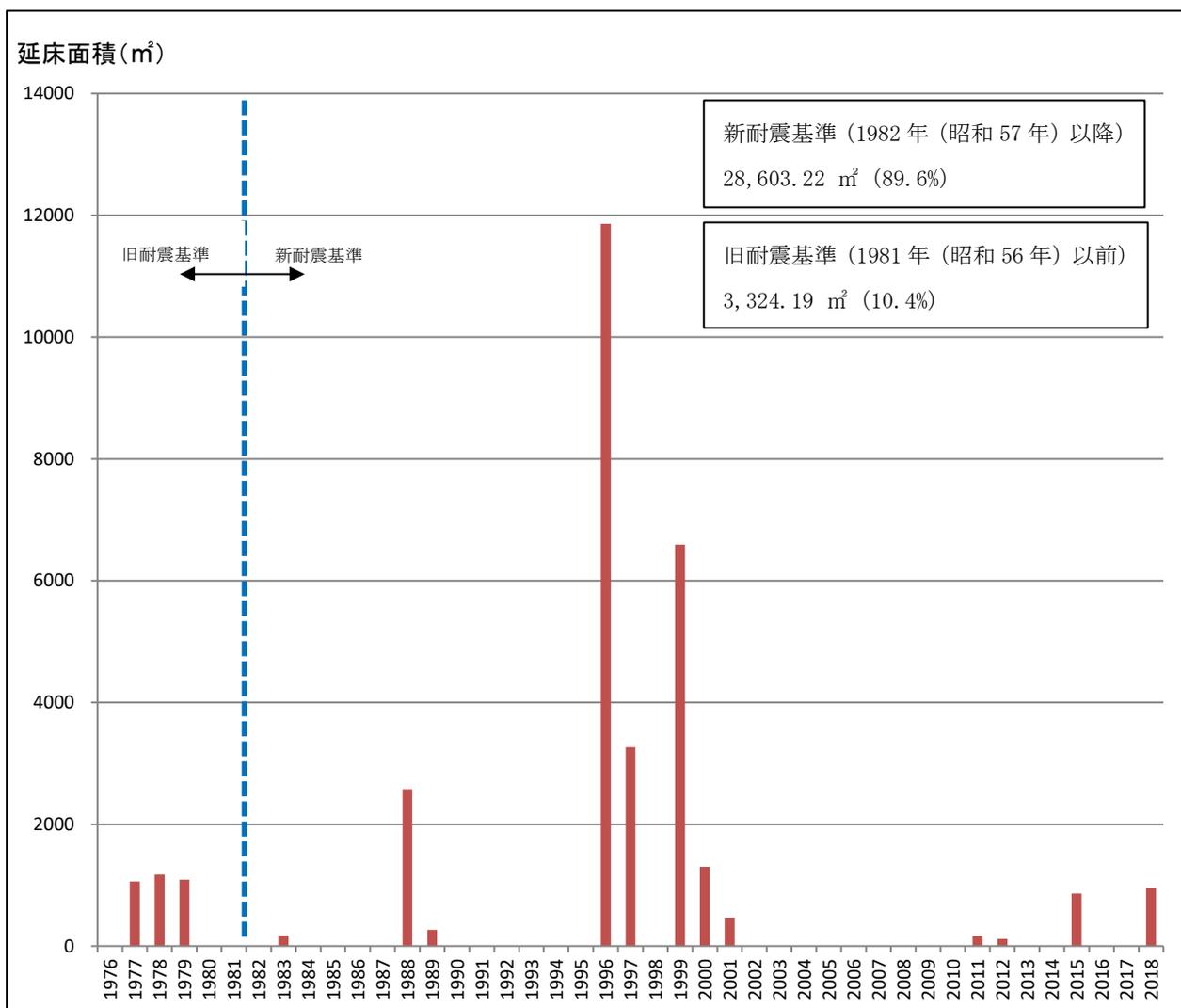
(1) 耐震性の状況

竣工年度別の公共施設の延床面積は、図6のとおりです。

新耐震基準が制定された1982年（昭和57年）以降に竣工した施設が延床面積割合では約89.6%と大部分を占めていますが、事務局庁舎（本庁舎）、鳥取消防署吉方出張所・鳥取消防署国府分遣所・湖山消防署・八頭消防署・八頭消防署若桜出張所・八頭消防署智頭出張所・八頭消防署用瀬出張所・気高消防署は旧耐震基準時に竣工しています。

これらの施設について耐震診断を実施しており、その結果は、事務局庁舎（本庁舎）・鳥取消防署吉方出張所・鳥取消防署国府分遣所・八頭消防署・八頭消防署若桜出張所・八頭消防署智頭出張所・八頭消防署用瀬出張所・気高消防署が新耐震基準を満たしていない状況です。なお、八頭消防署は施設の更新中であり、新しい施設は令和2年3月に竣工を予定しています。

<図6：竣工年度別の延床面積>

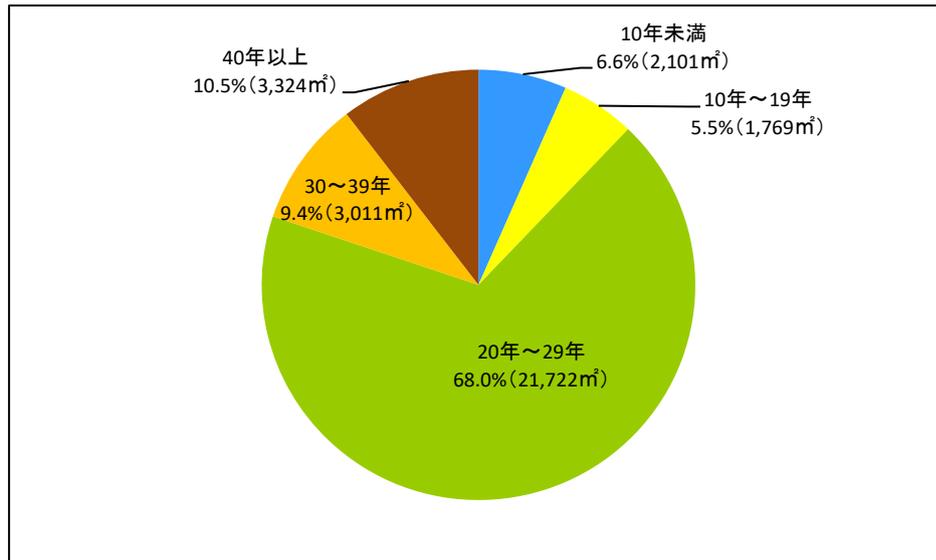


(2) 経過年数の状況

①施設全体

施設全体の竣工後の経過年数は延床面積割合で見た場合、20年～29年が約68.0%と大きな割合を占めています。これは火葬場と複数の廃棄物処理施設の竣工時期が平成8年度から平成11年度に集中していることに起因しているものです。

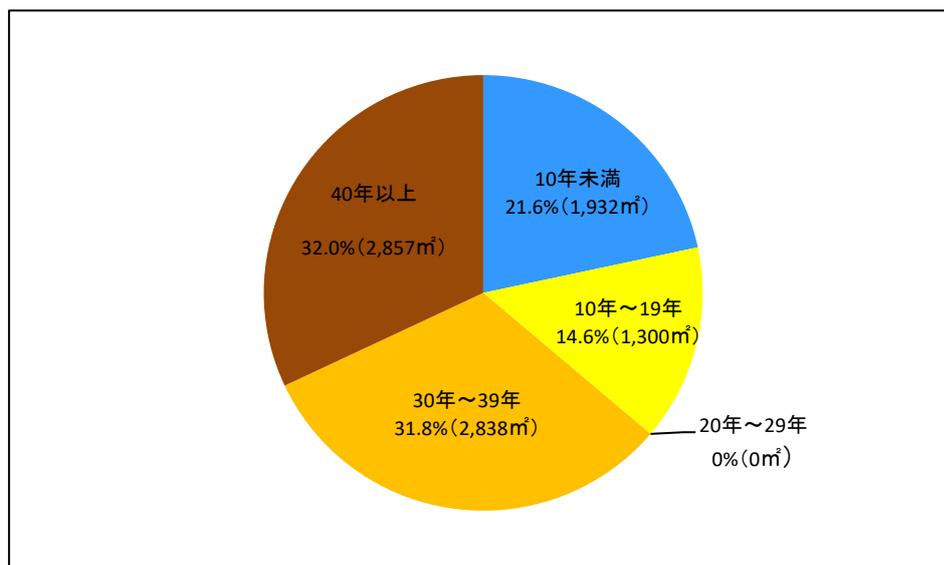
<図7：施設全体の竣工後経過年数の延床面積割合>



②消防施設

消防施設の竣工後の経過年数は延床面積割合で見た場合、竣工後30年以上が60%を超えており、施設の更新の実施時期・検討時期を迎えています。

<図8：消防施設の竣工後経過年数の延床面積割合>

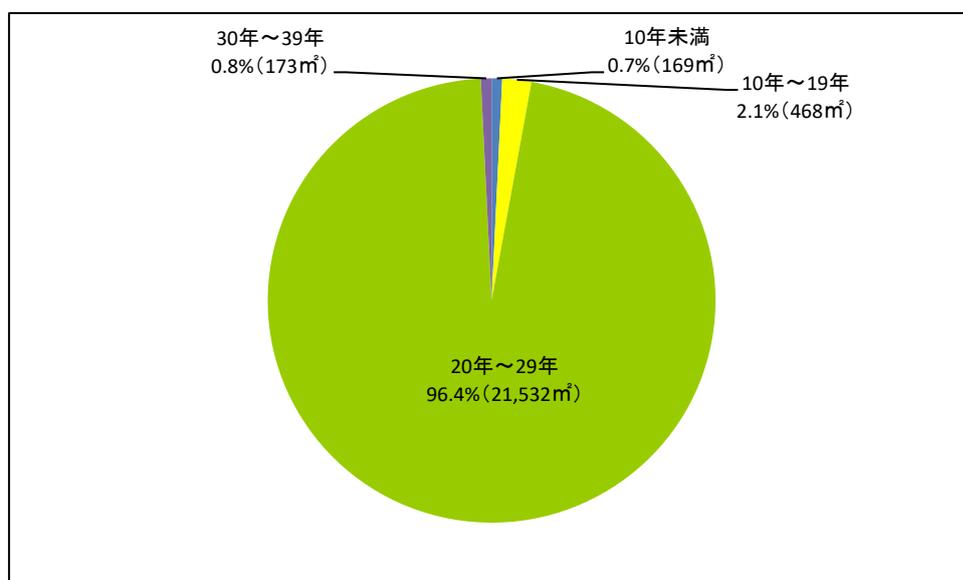


③衛生関連施設

衛生関連施設（火葬場、廃棄物処理施設、最終処分場跡地利用施設）の竣工後の経過年数は延床面積割合でみた場合、20年以上が96%を超えています。いずれの施設も新耐震基準後に竣工した施設であるため、耐震改修の必要はありませんが、建物等の老朽化が見受けられ、長寿命化について検討する時期を迎えています。

なお、鳥取県東部環境クリーンセンター（不燃物中間処理施設）は、建物の延命化を図るため、平成30年度から令和元年度にかけて外壁と屋根の大規模改修を実施しました。

<図9：衛生関連施設の竣工後経過年数の延床面積割合>



6. 施設更新費用

(1) 本計画期間中に耐用年数を超過する施設

本計画の計画期間である令和11年度末までに耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による年数）を超過する施設（既に超過している施設を含む。）は表6のとおりで、多くの施設が耐用年数を迎えます。

<表6：計画期間中に耐用年数を超過する施設>

施設分類	施設名称	竣工年度	耐用年数	耐用年数満了年度	新耐震基準
庁舎	事務局庁舎（本庁舎）	昭和52年度	50年	令和9年度	×
消防施設	鳥取消防署吉方出張所	昭和53年度	38年	平成28年度	×
	鳥取消防署国府分遣所	昭和54年度	38年	平成29年度	×
	湖山消防署	昭和52年度	50年	令和9年度	○
	八頭消防署若桜出張所	昭和54年度	38年	平成29年度	×
	八頭消防署智頭出張所	昭和54年度	38年	平成29年度	×
	八頭消防署用瀬出張所	昭和54年度	38年	平成29年度	×
	気高消防署	昭和53年度	38年	平成28年度	×
	気高消防署青谷出張所	平成元年度	38年	令和9年度	○
廃棄物処理施設	鳥取県東部環境クリーンセンター （不燃物中間処理施設）	平成8年度	31年	令和9年度	○
	〃 （浸出水処理施設）	平成8年度	31年	令和9年度	○
	旧末恒不燃物処分場（浸出水処理施設）	昭和58年度	38年	令和3年度	○

※ 八頭消防署は、現在更新中（令和2年3月竣工予定）のため、除外しています。

(2) 施設更新費用の試算の対象外とする施設とその理由

①鳥取県東部環境クリーンセンター（不燃物中間処理施設）

建物の延命化のための大規模改修を平成30年度から令和元年度にかけて実施していること、施設には多くの機械設備が設置されており、それらは本計画期間終了後も使用可能と考えられ、それらの設置等に要する費用は建物の建築費用を大きく上回ることから、施設の長寿命化に努めることとし、試算の対象外とします。

②鳥取県東部環境クリーンセンター（最終処分場浸出水処理施設）

施設には多くの機械設備が設置されており、それらは本計画期間終了後も使用可能と考えられ、それらの設置等に要する費用は建物の建築費用を大きく上回ることから、施設の長寿命化に努めることとし、試算の対象外とします。建物については、必要に応じて改修を実施し、長寿命化に努めます。

③旧末恒不燃物処理施設（最終処分場浸出水処理施設）

現在、埋立終了から20年以上が経過しており、水処理や施設の状況等を踏まえながら、最適な在り方を検討しているところであることから、試算の対象外とします。

(3) 施設更新費用（概算）の試算

施設更新費用の試算結果は表7のとおりです。

更新費用の試算対象とした施設を全て更新した場合、概算費用で約34億円を必要とします。

消防施設については、既に耐用年数を満了し、新耐震基準を満たしていない施設も多いため、建物の老朽化の状況や財政負担の平準化等を勘案し、優先度を決めて施設更新を計画的に実施していきます。

事務局庁舎については、施設の使用用途や財政負担の軽減等の観点から、改修による延命化を基本に最適な方針を検討していくこととします。

<表7：施設更新費用>

施設分類	施設名	更新単価 (千円/㎡)	延床面積 (㎡)	更新費用 (千円)
庁舎	事務局庁舎 (本庁舎)	511	500	255,500
消防施設	鳥取消防署吉方出張所	511	750	383,250
	鳥取消防署国府分遣所	511	500	255,500
	湖山消防署	511	1000	511,000
	八頭消防署若桜出張所	511	750	383,250
	八頭消防署智頭出張所	511	750	383,250
	八頭消防署用瀬出張所	511	750	383,250
	気高消防署	511	1000	511,000
	気高消防署青谷出張所	511	750	383,250
合計		—	—	3,449,250

※ 更新単価は、直近に更新した消防施設の事業費を基に設定しています。事業費には、設計業務・地質調査等の業務、並びに旧施設の解体撤去を含む施設更新に要した全ての費用を含んでいます。

※ 事務局庁舎（本庁舎）の延床面積は現在の面積を参考に概算として設定しています。

※ 消防施設のうち、消防署は近年更新した消防署の面積を参考に、出張所・分遣所は近年更新した出張所の面積を参考に概算面積として設定しています。

7. 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

7. 1. 全庁的な取組体制及び情報管理等

公共施設の維持管理は、現状どおり消防施設は消防総務課が、衛生関連施設は福祉環境課が、主管課としてそれぞれ改修や更新等の維持管理や情報管理等を行い、全庁的な調整業務（情報管理を含む。）は総務課が行います。

7. 2. 現状や課題に関する基本認識

前述のとおり新耐震基準を満たしていない施設、耐用年数を満了している施設、竣工後20年以上経過して老朽化が進行している施設が複数存在している状況にあります。

いずれの施設も東部圏域住民の生活に欠かすことができない施設であり、住民の安心・安全な生活に支障を及ぼすことがないように適正に維持管理していく必要があります。

各施設の更新や大規模改修は、施設の状況、財政負担の平準化等を勘案しながら、適正な規模や効果等を見極めて、実施していきます。

7. 3. 公共施設の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

各施設において、各種機械設備等の日常点検をはじめ、定期点検や診断等を継続的に実施し、蓄積された情報を効果的に活用することにより、施設の維持管理に適切に反映します。また、点検等によって発見された不具合については、早急な対応を図るとともに、災害時においても施設機能を果たせるよう建物及び設備の適正な管理に努めるものとしします。

(2) 維持管理、修繕及び更新等の実施方針

施設の維持管理及び修繕については、設備等の不具合が発生する前に計画的に修繕を行う予防保全を積極的に取り入れ、施設の長寿命化を図ります。

また、施設の更新については、施設の老朽化の状況等に応じて長期的な視点から優先度を付け、財政負担の平準化を考慮した上で計画的に実施します。

(3) 安全確保の実施方針

業務継続や施設利用者の安全性を確保するため、各施設の点検等を継続的に実施します。点検等により高度の危険性が認められた施設は、必要な措置を講じるものとしします。

また、老朽化等により用途廃止し、今後とも利用が見込まれない施設については、安全確保の観点から速やかに解体の実施等の措置を講じるものとしします。

(4) 耐震化の実施方針

新耐震基準を満たしていない施設は、事務局庁舎（本庁舎）、鳥取消防署吉方出張所・鳥取消防署国府分遣所・八頭消防署・八頭消防署若桜出張所・八頭消防署智頭出張所・

八頭消防署用瀬出張所・気高消防署です。耐震化の対応については、施設の重要度、診断結果による危険性、劣化状況等に応じて優先度を付け、財政負担の平準化を考慮した上で計画的に、施設の更新又は耐震改修を実施します。

また、新耐震基準以降に建設した施設についても、大規模地震の発生時に、業務継続への支障が生じないように、適切な維持管理を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

「予防保全型」の維持管理を徹底することなどにより、設備を含めた施設全体の長寿命化を推進します。また、蓄積された修繕等の履歴の情報を効果的に活用することにより、施設の長寿命化に努めます。

(6) 廃止等の推進方針

施設の廃止等を行うにあたっては、施設の状況や将来的な必要性を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招くことがないよう組織市町等と協議し、決定します。

8. 各施設の現況及び維持管理方針等

各施設の現況及び維持管理方針等は、次のとおりです。施設の更新や大規模改修については施設の重要性や老朽化の状況、財政負担の平準化等から優先度をつけて、計画的に実施します。なお、各施設の維持管理方針等にかかる詳細は、本計画に準じた上で、個別施設計画で定めます。

(1) 事務局庁舎

本庁舎は老朽化が進行しており、建物の一部が新耐震基準を満たしていませんが、施設の使用用途や財政負担の軽減等の観点から、改修による延命化を基本に最適な方針を検討していくこととします。

分庁舎については、適切に維持管理を行っていきます。

(2) 消防施設

平成26年1月に策定した「消防庁舎整備基本方針」に基づき、現在の12署所の配置を維持していくこととします。既に耐用年数を満了し、新耐震基準を満たしていない施設も多いため、建物の老朽化の状況や財政負担の平準化等を勘案し、優先度を決めて施設更新を計画的に実施していきます。

(3) 火葬場

施設の供用開始から20年以上が経過し、建物の大規模改修や火葬炉設備の更新等を検討する時期を迎えています。老朽化の状況や利用件数等を勘案した上で、建物の大規模改修や火葬炉設備の更新等について計画します。

(4) 廃棄物処理施設

① 鳥取県東部環境クリーンセンター（不燃物中間処理施設）

施設の供用開始から20年以上が経過し、建物の延命化を図るため、平成30年度から令和元年度にかけて、外壁と屋根の大規模改修を実施しました。

今後の維持管理については、適宜に建物・機械設備の予防保全を実施し、施設の長寿命化を図ります。

また、機械設備の更新等を要する場合は、不燃物の搬入状況等を勘案した上で、実施します。

② 鳥取県東部環境クリーンセンター（最終処分場浸出水処理施設）

施設の供用開始から20年以上が経過し、老朽化の状況がみられるため、屋根の塗装修繕や機械設備の修繕・更新等を順次、実施しています。

今後の維持管理については、適宜に建物・機械設備の予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。

また、機械設備の更新等を要する場合は、流入水量の状況等を勘案した上で、実施します。

③ ペットボトルリサイクルセンター

適宜に建物・機械設備の予防保全を実施し、施設の長寿命化を図ります。

また、機械設備の更新等を要する場合は、搬入量の状況等を勘案した上で、実施します。

④ 旧末恒不燃物処分場（最終処分場浸出水処理施設）

施設の供用開始から35年以上が経過し、老朽化が進行しています。

適宜に修繕等を実施し、適正な運転管理を行います。

また、埋立終了から20年以上が経過しており、水処理や施設の状況等を踏まえながら、最適な在り方を検討しているところであり、決定した方針に即した対応を実施していきます。

⑤ 因幡浄苑（し尿処理施設）

施設の供用開始から20年以上が経過していますが、建物については大きな劣化は生じていないため、予防保全に努めて維持管理を行っていきます。

ただし、し尿受入槽等の各種水槽は防食塗装が剥離するなど、劣化が進行しています。また、機械設備については耐用年数を経過したものが複数ある状況です。各種水槽や機械設備について、今後の修繕や更新について計画します。

なお、施設への搬入物の種類と量が、施設の供用開始時から大きく変わってきているため、そのことも勘案した上で、適切な維持管理を行っていきます。

⑥ コンポストセンターいなば（汚泥堆肥化施設）

平成25年4月から稼働を休止しており、汚泥脱水施設としての用途は廃止予定です。用途廃止後の建物の利活用等についての方針を検討しているところであり、決定した方針に即した対応を行います。

⑦ 可燃物処理施設（建設中）

現在、令和4年8月の竣工を目指して、建設工事を実施しています。

施設の管理運営については、民間業者へ委託することとしています。

(5) 最終処分場跡地利用施設（白兔グラウンドゴルフ場）

埋立が終了した最終処分場の跡地利用施設として、グラウンドゴルフ場を整備し、管理運営しており、多くの方にご利用いただいています。

適宜に建物・設備等の予防保全を実施し、施設の長寿命化を図ります。

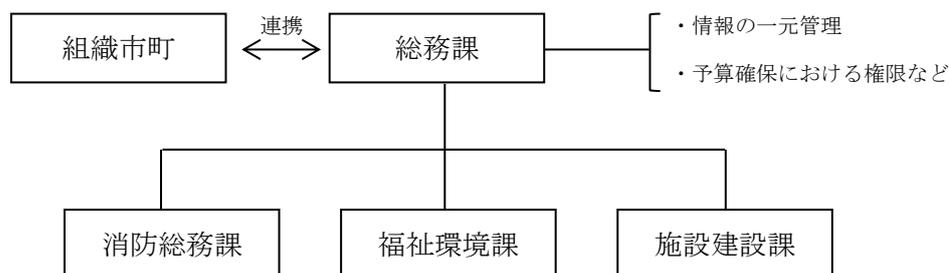
9. フォローアップの実施方針

9. 1. 全庁的な取組体制の構築

各施設に関する情報は、固定資産台帳等と併せて総務課が一元的に管理を行います。各施設の利用状況や修繕履歴等の情報は所管課が管理を行い、各施設の状況をいつでも把握できる状況とします。

また、各施設の更新や大規模修繕の実施は、組織市町の財政状況に大きな影響を及ぼすため、事業実施の決定などについて、組織市町と密接に連携を図ります。

<本計画の取組体制>



9. 2. フォローアップの進め方

本計画で示した「公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「各施設の現況及び維持管理方針等」に関する進捗状況について、適宜評価を実施していきます。

また、本計画の内容について、社会情勢や組織市町の状況、個別施設計画の策定等により、必要に応じて適宜見直しを行います。